

## 移動プラネタリウム貸出要領

鳥取県生活環境部環境立県推進課

### 1 目的

鳥取県の美しい星空環境を活かして観光振興や教育活動を推進するにあたり、鳥取県内において天候又は時間帯に左右されずに星空観察や天体学習を実施することを目的に、県内の団体や市町村等に対し、移動プラネタリウム機材を貸し出すものである。

### 2 貸出しを行う機材

(1) 全天周プロジェクター	有限会社 天窓工房製 Stella-Studio
(2) 移動エアドーム	アドベンチャー社製 NEW2-T DOME (5mまたは7m)
(3) 番組製作及び投影用プラネタリウム用ソフトウェア及びPC	ソフト: アストロアーツ社 ステラドームモバイル PC: HP社 OMEN X 17-ap034TX エクストリームプラス 2台 (うち1台は、バックアップ用)
(4) 演習用ソフトウェア	アストロアーツ社製 ステラドームスクール
(5) 周辺機器	コードリール、マイク・スピーカーセット、机

### 3 貸出しの要件 (対象団体等)

移動プラネタリウムの設営・撤去及び星空解説の知識・経験を有する者が所属する県内の団体や市町村等を貸出対象とし、県内での利用に限る。なお、機材を利用する催物については営利・非営利は問わない。

また、借受者が設置・撤去を行い、プラネタリウム解説を外部の者に依頼する場合や、既存の番組を調達して放映等を行う場合も貸出しの対象とする。

### 4 貸出期間及び料金

貸出日及び返却日を含め9日以内とし、貸出料は無料とする。

### 5 貸出しの方法

- (1) 機材の借受けを希望する者は物品借受書(別紙1)及び利用計画書(別紙2)を、当課に利用開始日の5日前までに提出すること。
- (2) 県は物品借受書及び利用計画書の内容を審査し貸出しが適当と認められた場合、物品借付伺により課内決裁のうえ貸付を承認し、移動プラネタリウム貸付承認通知書(別紙3)を借受者に渡す。
- (3) 貸出機器は、鳥取県庁舎において、借受者本人が直接受領すること。  
なお、精密機器や重量のある機材も含まれることから、これらを安全に運搬出来る容量を有する車両を使用すること。
- (4) 借受者は、別に定める「鳥取県移動プラネタリウムの取扱いチェックシート」を使用し、感染症と熱中症の予防に努めること。なお、チェックシートは、物品返還時に提出すること。

### 6 返還時のチェック等

物品返還時は、借受者立会いのもと、貸出物品チェックシートを用いて物品の有無、破損の有無等の確認を行うこと。問題がなかった場合、県は物品借受書に返却日等を記入し、物品を受け入れる。

## 7 注意事項等

借受物品の使用に当たっては、次の注意事項を遵守するとともに、細心の注意を払い取り扱うこと。  
また、常に良好な状態で保管すること。

### (1) 全天周プロジェクター

- ・プロジェクターがコロ付きの台車に固定されているため、持ち運びには十分注意すること。
- ・魚眼レンズは、使用後に必ず取り外し、移動時は収納ケースに入れて運ぶこと。

### (2) 移動エアドーム

- ・天井部にシーリングライトのフレーム等、尖った箇所がないか確認してから、設置場所を決めること。
- ・ドームを撤去する際は、十分に空気を抜き丁寧に折りたたみ、バッグに入れること。

### (3) 番組製作用ソフト及び演習用ソフト

- ・それぞれPCにインストールされ、県に所有権が帰属しているため、複製及びアンインストール、プログラムの改変等はしないこと。
- ・不特定の者が使用することから、作成したファイル等はウイルスチェックをしたUSBメモリ等に適宜保管し、PCに保存しないこと。
- ・PCは、非常に高い性能を持つ精密機器のため、取扱いには十分に注意すること。

### (4) その他

- ・引渡し、返還に要する費用（交通費等）は借受者の負担となること。
- ・借受者は、借受の目的以外には貸付物品を使用しないこと。
- ・借受物品の使用により、物品の一部紛失や破損等が生じた場合は、速やかに環境立県推進課に連絡すること。場合によっては、費用の弁償等を請求する場合もある。
- ・野外での使用は禁止する。

## 附 則

この要領は、令和元年10月8日から施行する。

この要領は、令和2年6月22日から施行する。

この要領は、令和3年4月30日から施行する。

この要領は、令和5年5月10日から施行する。